

## 特別警報・暴風水害など「警報」発令時について

### 【登校前の発令】

1. 午前6時の時点で、横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部、横浜、川崎）に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令継続中の場合は、生徒の安全確保のため、当日は「臨時に休業」とします。  
遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止としますが、目的地に暴風警報などが発表されていず、出発を遅らせれば安全な場合などは、経過を観察して実施する場合があります。
2. 「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」を伴わない「警報」（大雨警報、洪水警報など）については、ご家庭のご判断で登校させてください。その際には安全確保に十分配慮してください。（遅刻、欠席の扱いにはなりません）  
※「注意報」につきましては該当いたしません。
3. 登校前に「東海地震注意情報」「東海地震警戒宣言」が発表された場合は「臨時休業」とします。

### 【登校後の発令】

1. 登校後「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合は、状況により授業を打ち切り、下校させます。下校の際には、学校としても学校に待機するなど安全には十分配慮いたしますが、ご家庭でのご対応もよろしくお願いいたします。  
※下校が危険を伴うと判断した場合は、学校待機といたします。
2. 登校後、「東海地震注意情報」「東海地震警戒宣言」が発表された場合は、授業を打ち切り、次の処置をとります。  
☆教職員の指導のもと帰宅させます。ただし、
  - ・留守家庭などの生徒については、状況により学校に保護します。
  - ・市外など、遠隔地の生徒は学校で保護します。

### 【授業について】

各発令が解除された「次の日」に授業を再開します。  
※午前6時までに解除された場合は、平常授業です。